

○厚生労働省告示第四百十九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後		別表第一	
(略)	平成二十九年(同年度の十月から十二月までの期間に限る。)	(略)	年十六・六三パーセント
改正前		別表第一	
(略)	(新設)	(略)	(新設)

(傍線部分は改正部分)